

千葉県薬物乱用防止活動の 現状と取組み

2024年9月2日(月)
千葉県健康福祉部薬務課
麻薬指導班 武井 邦夫

第六次薬物乱用防止五か年戦略（概要）

令和5年6月 薬物乱用対策推進会議決定

戦略策定に向けた5つの視点

- ・大麻乱用期への総合的な対策の強化
- ・再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”強化
- ・サイバー空間を利用した薬物密売の取締強化
- ・国際的な人の往来増加への対応強化
- ・薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

5つの目標

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

<大麻の有害性・危険性・国内外の規制状況について周知>

- 薬物乱用防止教室の充実強化
- 研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上

<国際的な人の往来増加への対応としての啓発強化>

- 海外渡航者に向けた、ウェブサイトを利用した周知の実施
- 諸外国における最新の薬物規制状況等の啓発資料への反映

<デジタルツール等を効果的に活用した広報・啓発手法の強化>

- 青少年の目に触れやすい広報媒体の活用
- 科学的知見に基づく情報の広報・啓発資料への反映による内容の充実

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

<関係機関がより一層連携した「息の長い支援」の実施>

- 刑事司法関係機関等による社会復帰支援の推進
- 大麻事犯の特性に対応した指導・支援の推進

<治療等を提供する医療機関等の充実・強化>

- 認知行動療法等の治療や回復プログラムの更なる充実
- 治療が可能な医療従事者育成のための研修の充実

<大麻事犯者の再犯防止等に向けた効果的な対応の検討>

- 薬物依存症等に関する正しい知識・意識の理解の促進
- 支援方針の研究及び支援による効果検証の推進

目標3 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

<薬物密売組織の弱体化・壊滅の推進>

- 薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化
- 合同捜査・共同摘発の推進

<巧妙化する犯罪手口への対応強化と徹底した取締り>

- サイバー空間を利用した薬物密売事犯への対応強化
- 大麻乱用期の早期沈静化に向けた徹底した取締り

<新たに出現する未規制物質に対する速やかな規制>

- 未規制物質や大麻濃縮物等の新たな規制薬物への対応
- 未規制物質等の迅速な指定の推進

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

<密輸手口の分析と情報共有等を通じた水際取締り体制の強化>

- 関係機関や事件等を通じた情報収集の推進
- 合同取締訓練実施による取締体制の連携・能力向上

<大麻、大麻製品等の密輸事犯の対応強化>

- コントロールド・デリバリー捜査の積極的な活用
- 関係機関による捜査手法の共有及び連携強化

<国際的な人の往来増加への対応としての水際対策>

- ウェブサイト等を活用した規制薬物情報の広報・啓発強化
- 国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発の実施

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

<各国・地域間の違法薬物密輸・取引情報等の収集及び体制の強化>

- 薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化
- 国際機関等との情報共有体制の強化

<我が国の薬物乱用政策の積極的発信>

- 国際的な理解獲得のための積極的な発信
- 国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携

<海外関係機関への技術支援等を通じた連携強化>

- 薬物仕出国等に対する技術支援等を通じた連携強化
- 薬物仕出国等への職員派遣を通じた国際的な連携強化

※項目は主なものを記載

国際的な動き

SDGs(Sustainable Development Goals)

2015年9月の国連サミットで採択され、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。

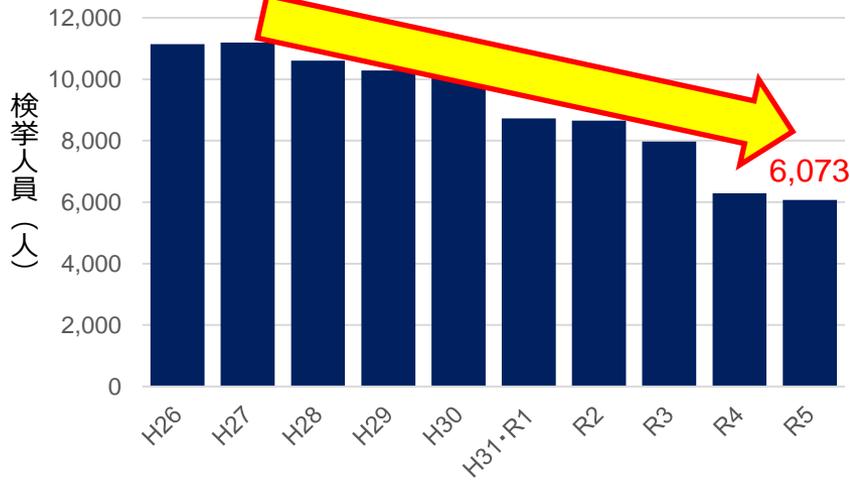


ちばSDGs

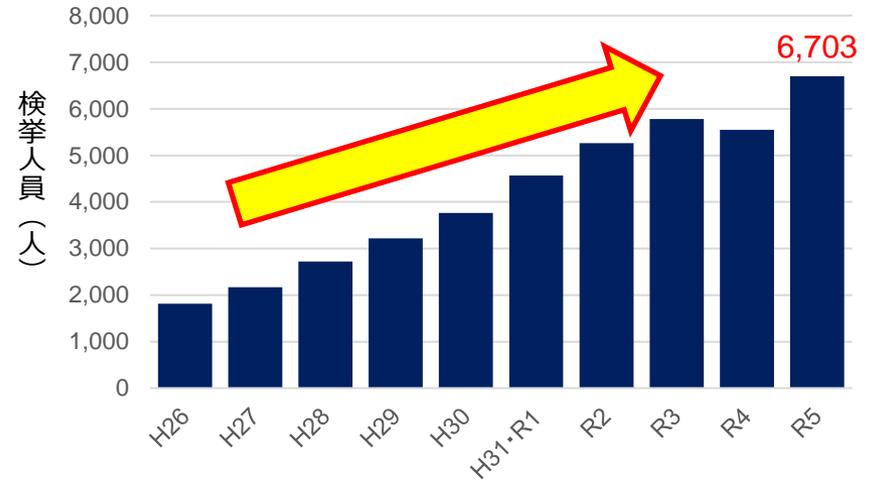
薬物事犯検挙人員（全国）

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

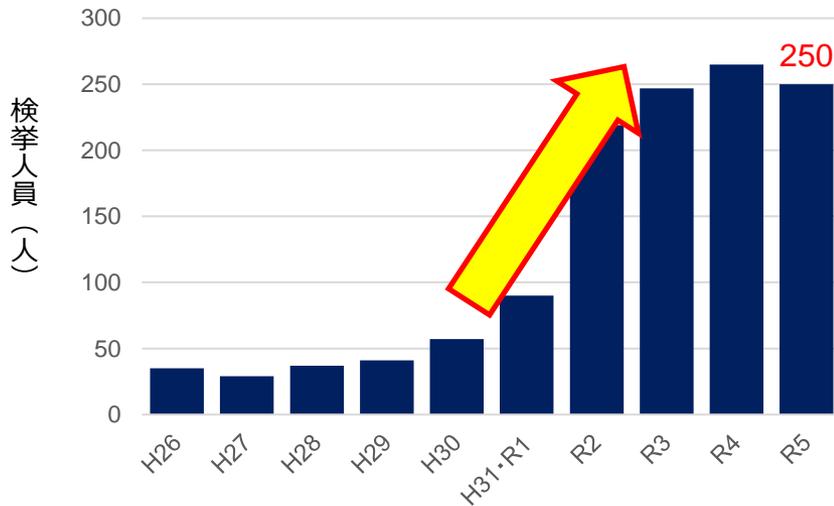
覚醒剤



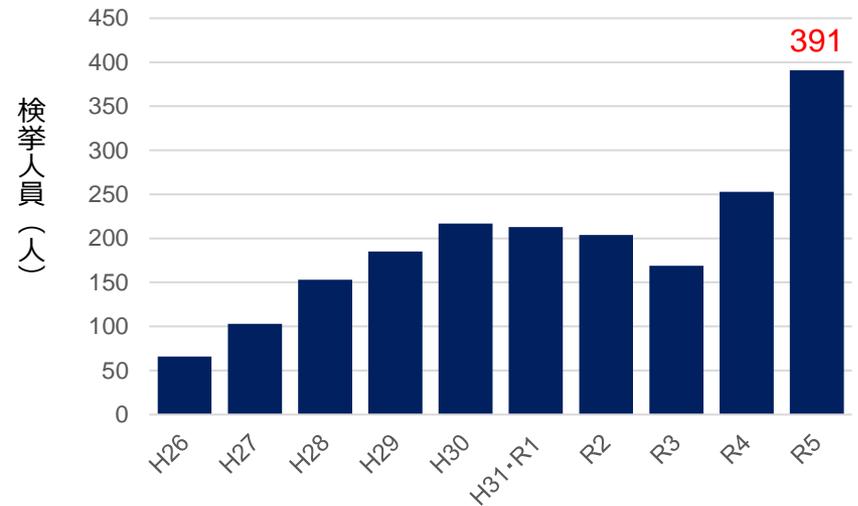
大麻



MDMA等錠剤型合成麻薬



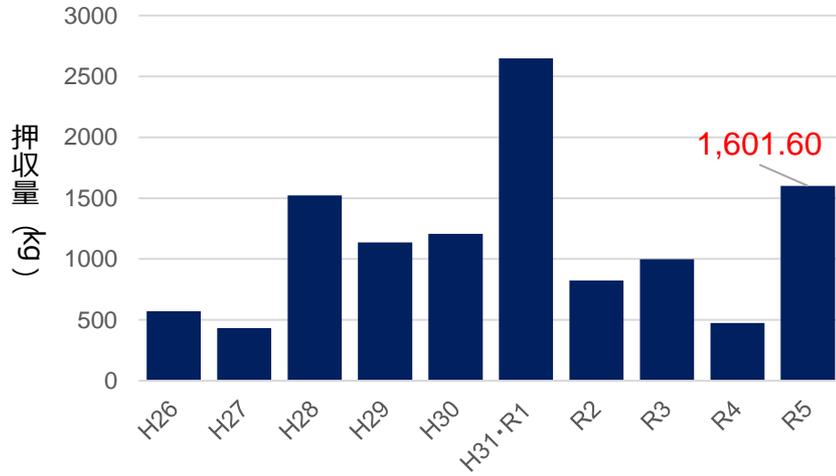
コカイン



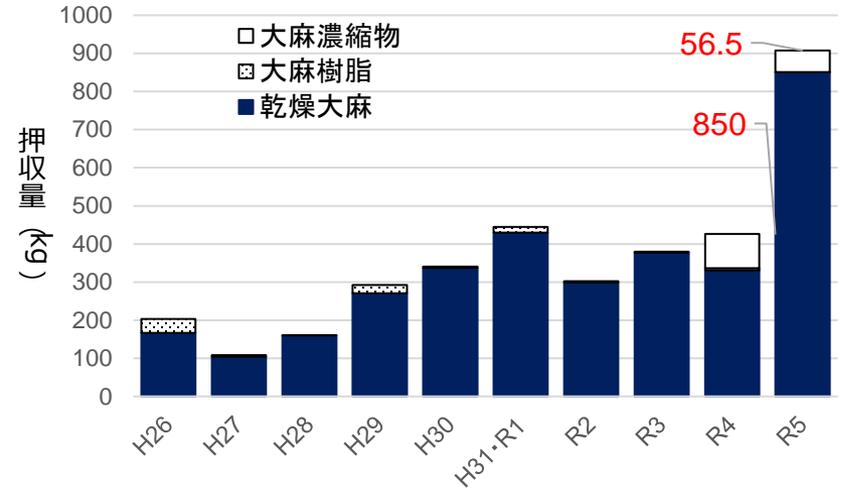
薬物押収量 (全国)

出典：警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

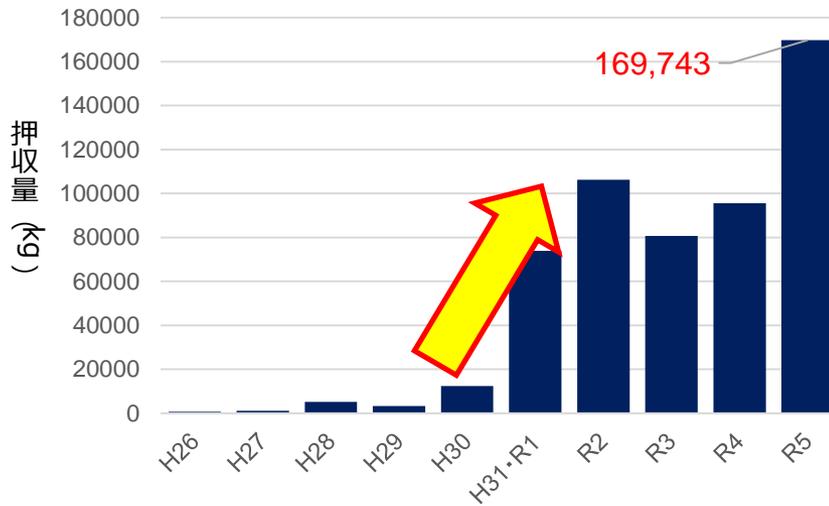
覚醒剤



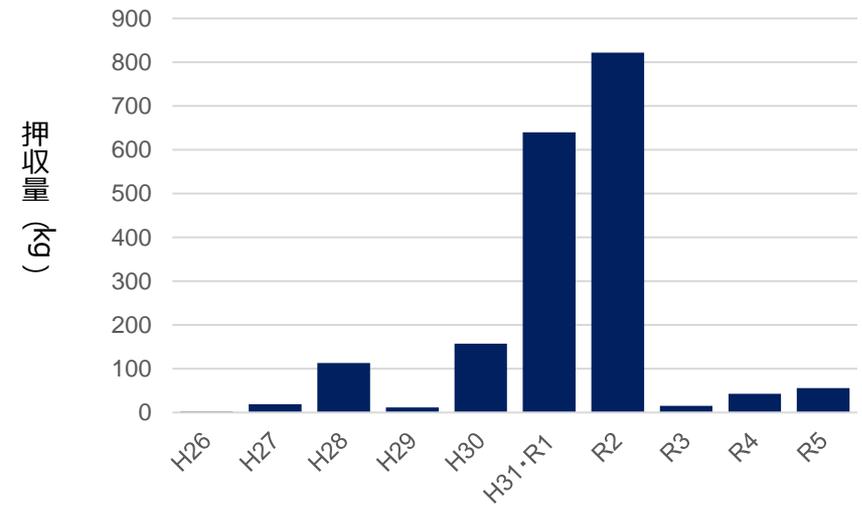
大麻



MDMA等錠剤型合成麻薬



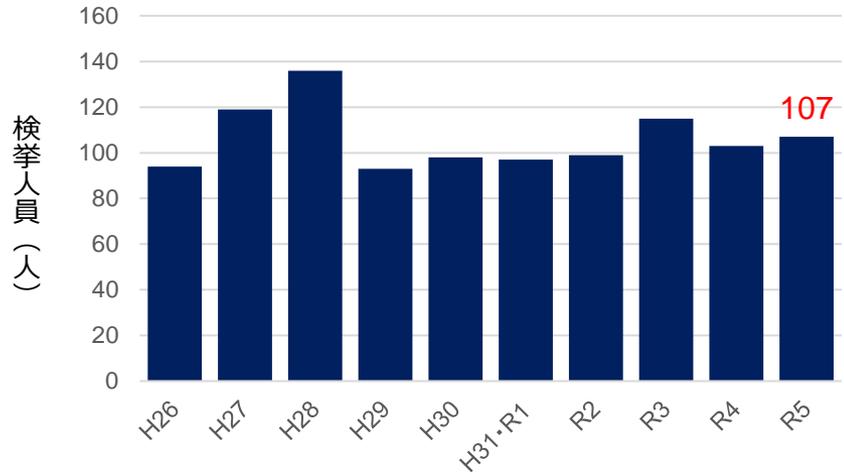
コカイン



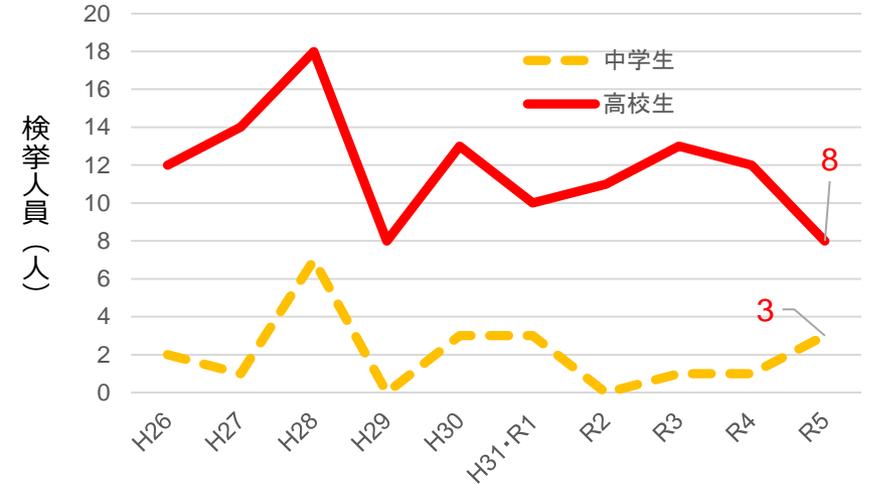
少年の薬物事犯検挙人員（全国）

出典：警察庁、厚生労働省、
海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

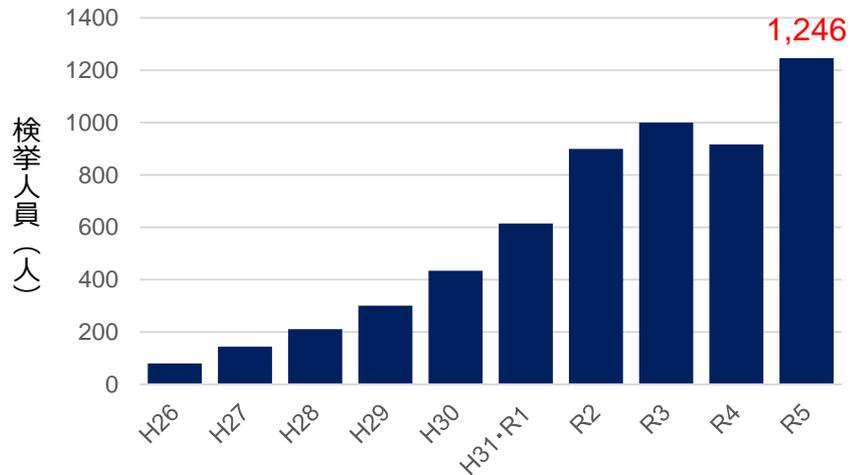
覚醒剤(少年)



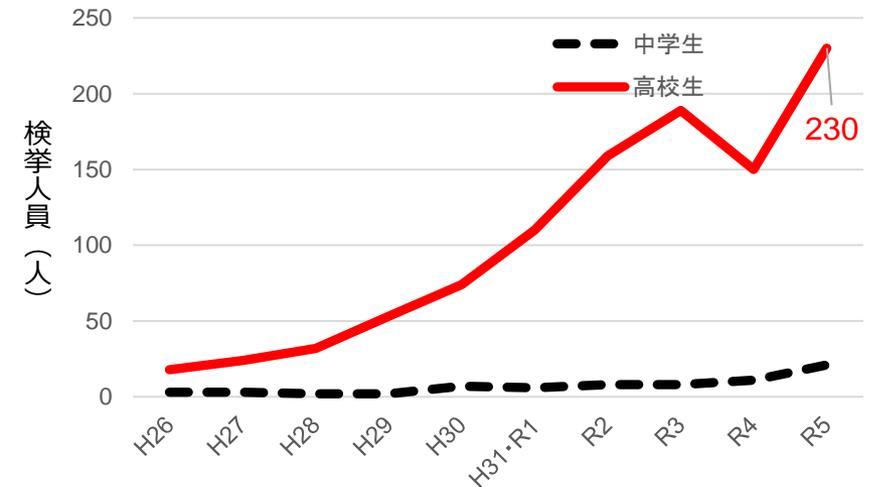
覚醒剤(中学生・高校生)



大麻(少年)



大麻(中学生・高校生)



- 全体の検挙人員は前年より増加
- 覚醒剤事犯の検挙人員は、昨年に引き続き減少
- 大麻が初めて覚醒剤の検挙人員を超える
- 若年層における大麻乱用が拡大。
- 大麻の使用を肯定する若年者が増えている。
- 大麻の濃縮物の押収が目立っている

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の成立について

改正の経緯

- **令和3年1月～6月** 「大麻等の薬物対策のあり方検討会」の開催。とりまとめにおいて、「大麻から製造された医薬品の施用規制の見直し」、「大麻草の部位規制からTHC等有害成分に着目した規制へ見直し」、「大麻の「使用」に対する罰則の導入」が示された。
- **令和4年4月～9月** 厚生科学審議会に「大麻規制検討小委員会」を設置。「大麻等の薬物対策のあり方検討会」のとりまとめを踏まえ、大麻取締法・麻薬及び向精神薬取締法の改正に向けた技術的な検討を開始。小委員会のとりまとめにおいて、下記改正の方向性が示された。
 - ① 医薬品の施用規制の見直しによる医療ニーズへの対応
 - ② 大麻使用罪の創設と有害成分（THC）に着目した成分規制の導入
 - ③ 製品の適切な利用と製品中のTHC濃度規制
 - ④ 大麻草の栽培及び管理の規制の見直し
- **令和5年1月12日** 医薬品医療機器制度部会にて、上記とりまとめが了承。
- **令和5年10月24日** 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案 閣議決定・国会提出
- **令和5年12月13日** 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律 公布

国会審議の状況

- | | | | | |
|--------------|------------|---------|-----------------------|-----------|
| ● 衆議院 | 令和5年11月8日 | 厚生労働委員会 | 提案理由説明 | |
| | 令和5年11月10日 | 厚生労働委員会 | 質疑・参考人の意見陳述・参考人に対する質疑 | 賛成多数により可決 |
| | 令和5年11月14日 | 本会議 | 賛成多数により可決 | |
| ● 参議院 | 令和5年11月16日 | 厚生労働委員会 | 提案理由説明 | |
| | 令和5年11月30日 | 厚生労働委員会 | 参考人の意見陳述・参考人に対する質疑 | |
| | 令和5年12月5日 | 厚生労働委員会 | 質疑 | 賛成多数により可決 |
| | 令和5年12月6日 | 本会議 | 賛成多数により可決・成立 | |

大麻取締法の概要について

- 大麻の定義を規定
- 大麻取扱者（大麻栽培者及び大麻研究者）免許制とし、大麻の取扱い（栽培、輸入・輸出、譲渡・譲受、所持等）についても制限
- 大麻の用途を学術研究及び繊維・種子の採取だけに限定
- 大麻から製造された医薬品の施用禁止

規制対象外

種子

成熟した茎
(樹脂除く)



規制対象

花穂

葉・未成熟の茎

成熟した茎から
分離した樹脂

根

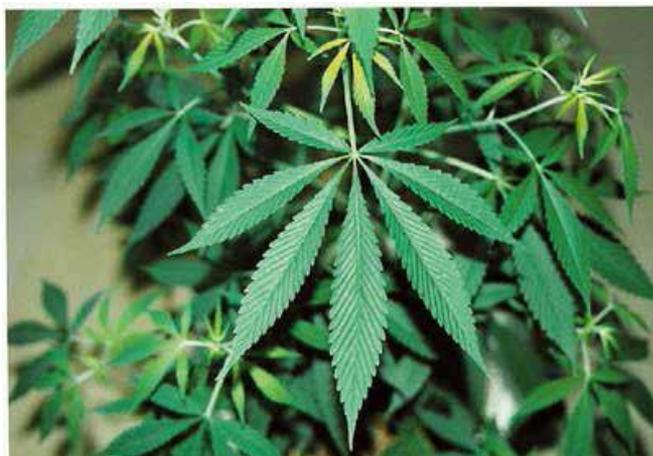
第1条 この法律で「大麻」とは、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）並びに大麻草の種子及びその製品を除く。

○大麻に含まれる主な成分

THC・・・幻覚等の精神作用を示す成分。
化学合成されたものは、麻薬として規制。

CBD・・・物質としては規制されていない。

【大麻】 大麻とは



- 春から夏にかけて成長
- 高さは3mになることもある

日本では大麻栽培者の許可がなければ栽培できない

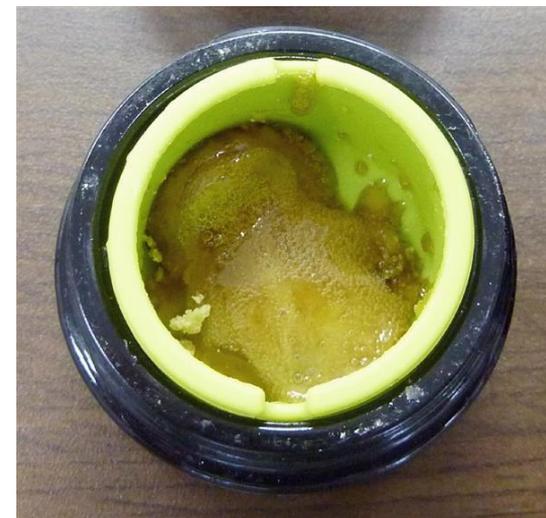
大麻ワックス、大麻リキッド

大麻ワックス

乾燥大麻をブタンガス等で濃縮

したもの

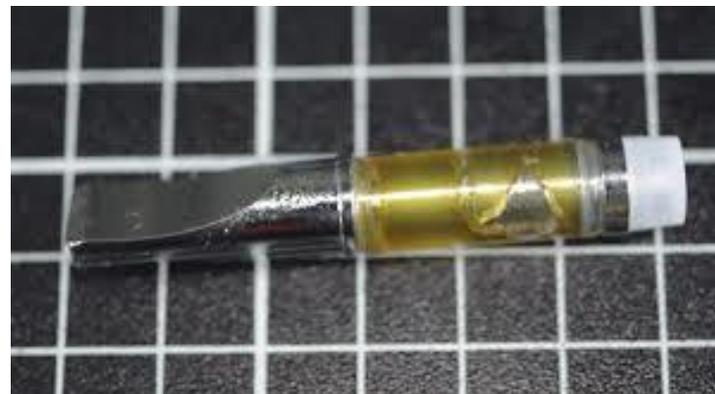
パイプ等で吸い込む方法が一般的



大麻リキッド

乾燥大麻を濃縮したもの

電子タバコ等で使用



【大麻】 大麻を含んだ食品

大麻クッキー



大麻ケーキ



大麻チョコ



大麻バター



大麻（THC）の有害作用について

	急性	慢性	
		成人期以降の乱用	青年期からの乱用
主な精神作用	<ul style="list-style-type: none"> 不安感、恐怖感 猜疑心 パニック発作 短期記憶の障害 	<ul style="list-style-type: none"> 精神依存（易怒性、不安、大麻に対する渴望等）の形成 統合失調症、うつ病の発症リスク増加の危険性 認知機能、記憶等の障害 	<ul style="list-style-type: none"> より強い精神依存の形成 統合失調症、うつ病の発症リスクのさらなる増加の危険性 衝動の制御、一般情報処理機能等の障害 IQの低下 より強い認知機能の障害
主な身体作用	<ul style="list-style-type: none"> 眠気 知覚（聴覚、触覚）の変容 	身体依存の形成	

自動車運転への影響
運動失調と判断力の障害
 を引き起こす危険性

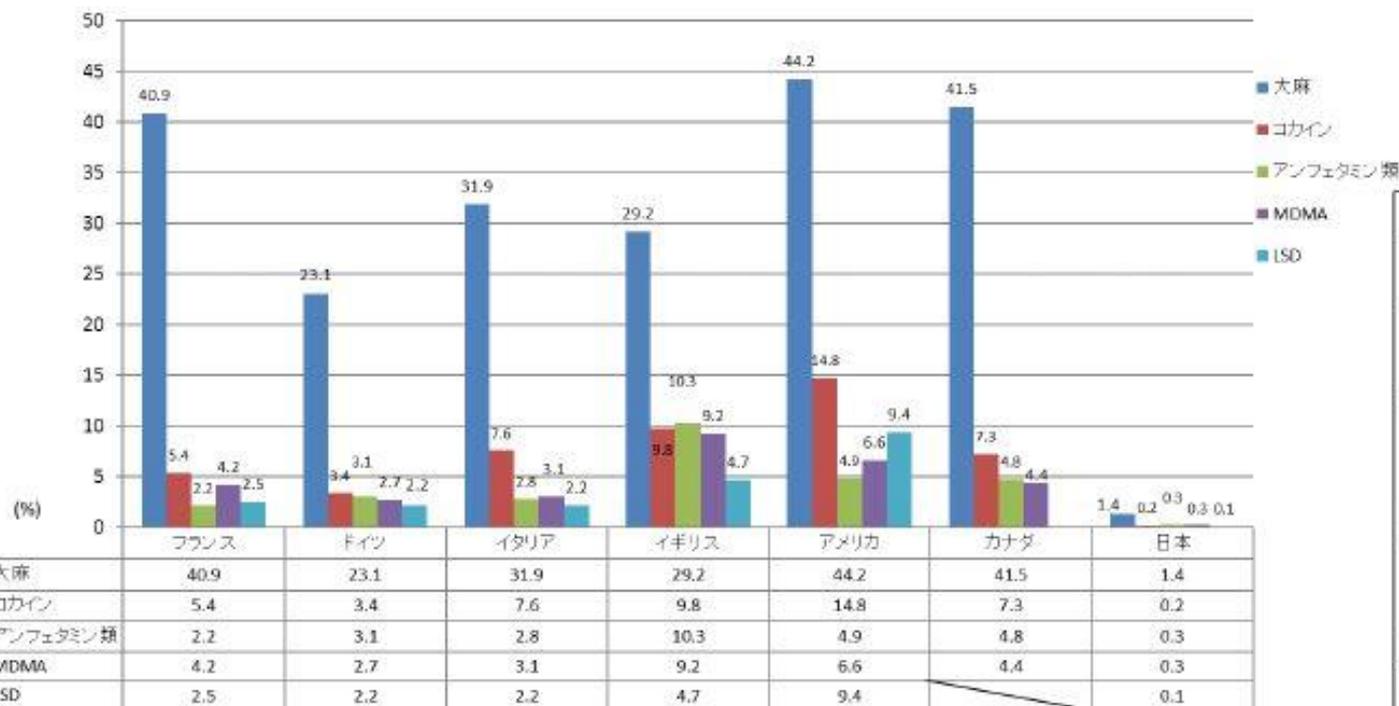
精神・身体依存形成
精神・記憶・認知機能障害
 を引き起こす危険性

大麻の乱用による重篤な健康被害の発生が懸念される

【参考文献】大麻問題の現状 Ⅲ 大麻・フィトカンナビノイドの有害性と医薬品としての応用：基礎と臨床、Ⅳ 大麻による有害作用：臨床的特徴
 （厚生労働行政推進調査補助金（医薬品・医療機器レギュラトリーサイエンス政策研究事業）「危険ドラッグ等の濫用防止のより効果的な普及啓発に関する研究」研究班 山本経之、山口拓、福森良）

各国（G7）における違法薬物の生涯経験率の比較について

- 各国とも大麻の生涯経験率が最も高い。
- 日本における違法薬物の生涯経験率は、諸外国と比較して低い。
- 特に大麻については、欧米では20～40%台であるのに対し、日本では1.4%と圧倒的に低い。



※フランス・ドイツ・イタリア・イギリスのデータ
「欧州薬物及び薬物嗜癖監視センター(EMCDDA)」によるもの。

同センターは、毎年EU加盟国から送付されるデータを集約・分析・標準化している。

※アメリカのデータ
NSDUH (National Survey on Drug Use and Health)によるもの。

※カナダのデータ
CADUMS (Canadian Alcohol and Drug Use Monitoring Survey)によるもの。

- ※ 対象年齢
フランス・ドイツ・イタリア・イギリス・日本15歳～64歳 / アメリカ12歳以上 / カナダ15歳以上
- ※ 調査年
フランス・イタリア・イギリス・アメリカ2014年 / ドイツ・カナダ2012年 / 日本2021年
- ※ 調査方法(日本)
無作為に対象者を選定し、戸別訪問、郵送返送、インターネット回答のいずれかの方法により調査を行い、薬物の生涯経験率等を調査した。(対象者数7,000人、有効回答数3,476人)

<出典>

平成29年度厚生労働科学研究費補助金「危険ドラッグを含む薬物乱用・依存に関する国際比較研究」 和田清
令和3年度 嶋根卓也 厚生労働行政推進調査事業費補助金「薬物乱用・依存状況の実態把握と薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究」

大麻の使用罪に対する認識調査について(R1/R2)

調査概要

大麻取締法において使用罪が規定されていないことの認識及び大麻の使用罪が規定されていないことと大麻を使用したこととの関係について、厚生労働省と警察庁との間で協議し、警察庁において調査を実施。

調査対象者

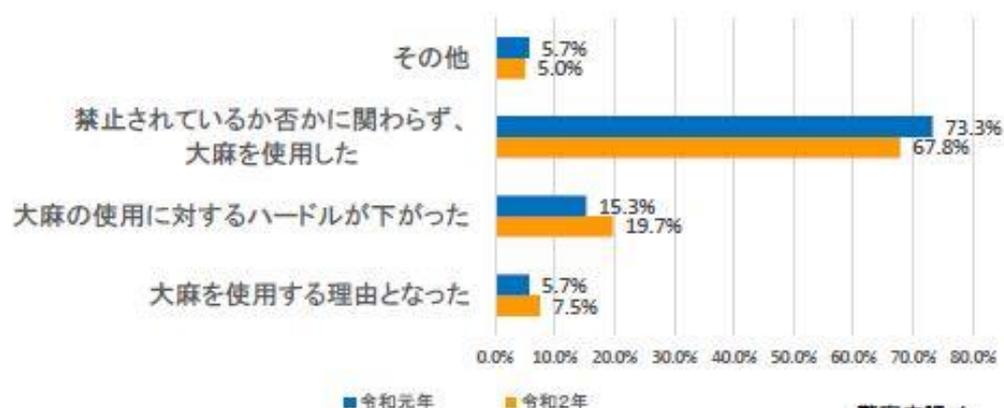
令和元年10月1日から11月30日までの間に、警察において、大麻の単純所持で検挙された者631人

令和2年10月1日から11月30日までの間に、警察において、大麻の単純所持で検挙された者748人

大麻取締法において使用罪が規定されていないことの認識



大麻の使用罪が規定されていないことと大麻を使用したこととの関係（「知っていた」と回答した人に対する調査結果）



警察庁調べ

国内における大麻栽培事犯の動向について

◎栽培事犯（件数・人員）の推移

	H30	R1	R2	R3
件数	206	204	287	283
人員	183	215	269	278



出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

◎栽培事犯増加要因の分析

- インターネットの普及 → 栽培方法・種子・栽培器具等の情報 → 栽培の容易化
- 輸送連絡網の発達 → SNS等で注文 → 全国各地へ配送 → 栽培事犯の広域化
- 秘密裏に栽培可能 → 自己完結型栽培 → 犯罪の潜在化 → 栽培事犯の増加

カンナビノイドと「THC」・「CBD」について

カンナビノイドとは

- 大麻草に含まれる大麻草特有のテルペノフェノリック骨格※を持つ化合物群の総称。
- 大麻草には、100種類以上のカンナビノイドが含まれており、「デルタ9-テトラヒドロカンナビノール(Δ9-THC)」、「デルタ8-テトラヒドロカンナビノール(Δ8-THC)」、「カンナビジオール(CBD)」もカンナビノイドの一種。

※テルペノフェノリック骨格：炭素21個からなる、カンナビノイドの基本構造。

THCとは

- THCにはいくつかの異性体※があり、そのうち「Δ9-THC」及び「Δ8-THC」はカンナビノイドの1つ。
- 1960年代に化学構造が判明。
- THCの異性体のうち、下記の7種類が日本国内において麻薬又は大麻として規制されている。

日本国内で規制されるTHCの異性体(7種)

- Δ6a(7)-THC
- Δ6a(10a)-THC
- Δ7-THC
- Δ8-THC
- Δ9-THC
- Δ9(11)-THC
- Δ10-THC

麻薬及び向精神薬取締法で規制されるTHC

- Δ6a(7)-THC
 - Δ6a(10a)-THC
 - Δ7-THC
 - Δ8-THC
 - Δ9-THC
 - Δ9(11)-THC
 - Δ10-THC
- 化学合成由来のみ

大麻取締法で規制される大麻に含まれるTHC

- Δ8-THC
- Δ9-THC



幻覚作用等の中枢作用が強く、
大麻草の活性本体

※)異性体とは、同じ数、同じ種類の原子を持ちながら、構造が異なる化合物のことを指す。

CBDとは

- カンナビノイドの1つであり、**幻覚作用を有さない**。
- 1960年代に化学構造が判明。
- **抗てんかん作用**や**抗不安作用**等を有し、比較的毒性は低いとされている。
- 海外において、一部**治療薬**として利用している国もある。

大麻草の利用用途について

- 大麻草は非常に多くの用途があり衣・食・住・医療・エネルギーなど幅広く利用されている。伝統的な繊維利用に加え、近年、バイオマスプラスチック等にも活用されている。

種

- 食品
- 食用油
- 化粧品
- 石鹸

葉

- 医薬品
- 肥料
- 飼料

根

- 土壌改良



茎

【茎の皮】

- ロープ
- 糸
- 織物
- しめ縄（神道儀式）

【茎の芯（おがら）】

- バイオマス燃料
- 住宅用建材
- プラスチック（自動車部品等）
- 紙

CBD製品について

○ 米国では様々な種類のCBD製品が流通しており、我が国にも輸入され、食品や化粧品として流通している。

食品

カプセル (Capsules)



グミ (Gummies)



チンキ (Tincture)



- ・飲料 (Drinks)
- ・チョコレート (Chocolate)
など

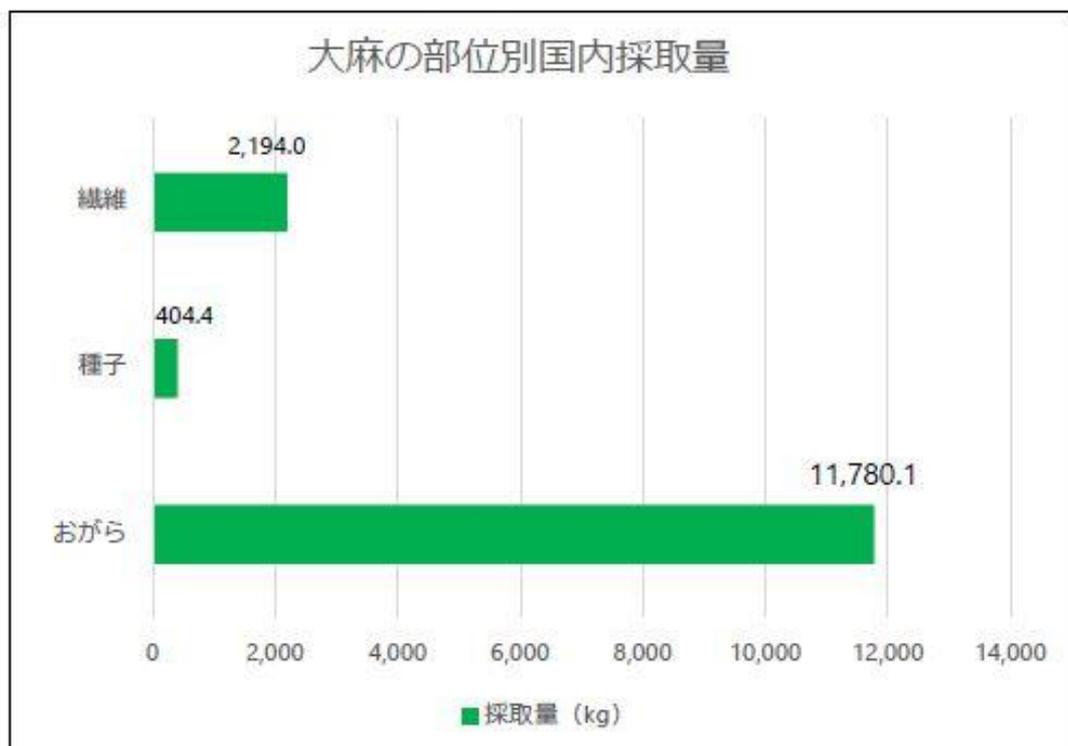
外用 (Topicals)



(<https://ministryofhemp.com/> より引用)

国内における大麻生産の状況について

- 令和3年における大麻栽培者数は27人（うち1件は法人）、栽培総面積は7ヘクタール。
- 国内における大麻栽培は、主に、神事等の利用を目的とした繊維採取、祭事等の利用を目的としたおがら採取などがある。



引用先：厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課発行 麻薬・覚醒剤行政の概況（2022）

神戸山王まつり

- ・ 1978年に岐阜県重要無形民俗文化財に指定
- ・ たいまつには大麻草のおがらが使用される



引用先 神戸町ホームページ
<https://www.town.godo.gifu.jp/event/event02.html>

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の概要

(令和5年12月6日成立・13日公布)

改正の趣旨

大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備、②大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- 大麻から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻向法における「麻薬」と位置づけることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。

(※) 「大麻等」：大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール：幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制すべき成分）

「麻向法」：麻薬及び向精神薬取締法 「施用」：医薬品である麻薬を身体に投与・服用すること。

2. 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- ① 大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻向法における「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）を適用する。
(※) 大麻の不正な所持、譲渡、譲受、輸入等についても、麻向法における規制・罰則を適用（現行は大麻取締法で同様の規制有）
- ② 保健衛生上の危害発生防止のため、大麻草由来製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けることとする。また、大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分について麻薬とみなすこととする。

3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備【大麻取締法】 (※) 大麻取締法の名称を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正

- ① 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許（都道府県知事の免許）に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許（厚生労働大臣の免許）とする。
- ② 第一種大麻草採取栽培者について、THCが基準値以下的大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど、所要の規制を設ける。
(※) 大麻草採取栽培者が成分の抽出等的大麻草の加工を行う場合や、発芽可能な大麻草の種子の輸入を行う場合に、厚生労働大臣の許可を要することとする等の規制を設ける。
- ③ 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。

等

施行期日

公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日（3. ①及び②は、公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日）

1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備

現状及び課題

- 従来、大麻については医療上の有用性がないと考えられており、**大麻取締法では、大麻から製造された医薬品の施用等が禁止**されている。しかしながら、近年、大麻草から製造された医薬品が、米国を始めとする欧米各国において承認されている。また、麻薬に関する国際条約である麻薬単一条約においても、大麻に関する規制の分類が変更され、**国際的にも大麻の医療上の有用性が認められた**。
- 日本においても、**大麻草から製造された医薬品である「エピディオレックス」**について、国内で治験が開始されているが、上記のとおり施用等が禁止されているため、仮に医薬品として薬事承認された場合でも、医療現場において活用することができない。

※「エピディオレックス」

諸外国で承認されている大麻草由来医薬品の一つ。既存のてんかん薬に強い抵抗性を示す難治性のてんかん患者に対し、長期に発作頻度を大きく低下させる。日本における適用患者数は、推計で2万人～4万人。

改正の内容

- 国際整合性を図り、医療ニーズに対応する観点から、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするため、**大麻から製造された医薬品の施用、交付、受施用の禁止規定を削除**。
- 大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール）について、**麻薬及び向精神薬取締法（以下「麻向法」という）における麻薬の一つとして位置付ける**。
- これにより、大麻草から製造された医薬品（THCを含有するもの）は、麻薬として、麻向法の免許制度の下で適正に管理、流通及び施用を可能とする。

2. 大麻等への施用罪の適用等に係る規定の整備

現状及び課題

- 薬物事犯の検挙人員のうち、**大麻事犯の検挙人員**が令和3年まで8年連続で増加し、令和4年も依然として**高水準で推移**。また、年齢別では、30歳未満が約7割となっており、**若年層における大麻乱用が拡大**している。
- 大麻について、他の規制薬物と異なり、その**使用について禁止規定及び罰則が設けられていない**。大麻に使用罪がないことが使用へのハードルを下げているという調査結果が得られている。さらに、その所持に関する証拠が十分ではない場合、大麻の使用を取り締まることができない。
- 大麻は葉や花穂など、特定の部位に対する規制がなされているが、麻薬の場合には、有害成分を含有するか否かで規制されているという違いがある。
- 現行法で麻薬成分ではないカンナビジオール（CBD）自体の規制や製品中に微量に残留するTHCの規制が明確ではない。



改正の内容

- 大麻等を麻薬として位置付け、その不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、**麻向法の禁止規定及び罰則（施用罪）を適用**（7年以下の懲役刑）。
 - ※ 大麻等の不正な所持、譲渡や輸入等の規制も、麻向法に基づく規制・罰則に移行（大麻所持：5年以下の懲役→7年以下の懲役）。
- 麻向法の有害成分規制への移行に伴い、麻薬成分ではない大麻草由来製品（例：カンナビジオール（CBD）製品）は、葉や花穂から抽出されたものも流通及び使用が可能となることから、保健衛生上の危害の発生を防止するため、当該**製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けるとともに、市場流通品の監視指導を徹底**する。
 - ※ 限度値や限度値を担保する検査法などは、追って公表。民間の製品検査体制は、麻薬研究者免許を取得した検査事業者等により実施。
- 大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に大麻成分（麻薬）を生じ得る一部の成分（例：THCA）について、麻薬とみなして規制を行う。

3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備

現状及び課題

- 大麻栽培者（都道府県知事による免許制）について、昭和29年以降大きく減少を続け、令和3年では27名にまで減少しており、神事・祭事への大麻草の利用などの**伝統的な麻文化の継承も困難**になっているという指摘がある。
- 近年、**大麻草の活用方法が変化**（例：医薬品、CBD、バイオプラスチックなど）しているが、**栽培免許の栽培目的が対応していない**。
- 欧米では、大麻草の栽培に関し、**大麻草の有害成分の濃度の上限値を設けて、安全性を確保**しているが、日本では盗難防止等の栽培管理規制が中心になっており、栽培者の負担が大きい。

改正の内容

- 大麻取締法は、主として大麻草の栽培規制に関する法律となるため、「**大麻草の栽培の規制に関する法律**」に変更。
- 大麻草の栽培免許について、「**大麻草の製品の原材料とする場合**」（**第一種**）と「**医薬品の原料とする場合**」（**第二種**）に区分する。さらに、大麻草からの成分抽出等の加工（繊維の採取等を除く）は、上乗せで、許可制度を設定。
- **第一種免許**の下で栽培可能な大麻草について、**有害成分（THC）の濃度が基準値以下**の大麻草から採取した**種子等※**を用いて栽培しなければならない**管理方法**とし、行政が定期的に収去検査を実施。栽培者に対する行政への報告事項の追加、帳簿の備付け、廃棄の届出、保管義務等の規定を整備。

※ サンプルングのガイドラインを作成する他、上限値以下の大麻草から採取された種子等の検査を担う登録検査機関を別途定める。

<現行>	目的	免許権者
大麻栽培者免許	繊維・種子を採取する目的	都道府県知事 (有効期間1年)



<改正後>	目的	免許権者	有害成分の規制
第一種大麻草採取栽培者免許	大麻草の製品の原材料	都道府県知事 (有効期間3年)	基準値以下の大麻草の種子等を用いて栽培
第二種大麻草採取栽培者免許	医薬品の原料	厚生労働大臣 (有効期間1年)	医薬品原料のため基準値を超える栽培も可能

- 大麻草採取栽培者等が厚生労働大臣の許可を受けた場合に、発芽可能な大麻草の種子の輸入を可能にする。大麻草採取栽培者による発芽可能な種子の譲渡は、他の大麻草採取栽培者による栽培目的等に制限する。
- 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。

全国的な啓発運動の実施

○不正大麻・けし撲滅運動(運動期間:5月1日～6月30日)



【目的】 不正栽培と自生している大麻やけしを撲滅するため、これら的大麻やけしの発見、除去と大麻やけしに関する正しい知識の普及のための広報啓発を主な内容とする運動を全国的に展開

【主催】 厚生労働省、都道府県

【主な実施事項】 不正大麻・けしの発見及び除去、リーフレット等の配布

【参考】 不正大麻・けし発見、除去本数(令和5年度実績)

大麻:2,030,539本、けし:691,861本 合計2,722,400本

○『ダメ。ゼッタイ。』普及運動(運動期間:6月20日～7月19日)



【目的】 官民一体となり、国民の薬物乱用問題に対する認識を高め、併せて「国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることを目的とした運動を全国的に展開

※ 国際麻薬乱用撲滅デーとは、昭和62年に開催された「国連麻薬閣僚会議」の終了日の6月26日を「国際麻薬乱用撲滅デー」とし、各国がこの宣言の趣旨を普及する日とされた。

【主催】 厚生労働省、都道府県、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

【主な実施事項】 6・26ヤング街頭キャンペーン、地域団体キャンペーン

○麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動(運動期間:10月1日～11月30日)



【目的】 薬物乱用による危害を広く国民に周知し、国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用の根絶を図ることを目的とした運動を全国的に展開

【主催】 厚生労働省、都道府県

【主な実施事項(令和5年度)】

厚生労働省と都道府県の共催による麻薬・覚醒剤乱用防止運動地区大会を開催

不正大麻・けし撲滅運動

実施期間：令和6年5月1日～6月30日

主催：厚生労働省、都道府県

協賛：内閣府、警察庁、法務省、最高検察庁、財務省税関、
文部科学省、海上保安庁

実施内容：不正栽培と自生する大麻やけしを撲滅するため、厚生労働省と都道府県では、関係機関の協賛を得て、大麻やけしの発見と除去を実施する。

また、犯罪予防の観点から、大麻やけしに関する正しい知識の普及・広報啓発を積極的に行う。

不正大麻・けし撲滅運動



大麻・けしを発見したときは下記にご連絡下さい。
各地方厚生(支)局麻薬取締部(支所)・都道府県農薬主管課・保健所・警察署
厚生労働省・報道関係

不正大麻・けしの発見・除去

- 不正栽培の防止と並んで、自生の大麻・けしを我が国から一掃することは事犯予防の見地からも重要。
- 令和5年度には大麻約203万本、けし約69万本が発見・除去された。
- 大麻の多く(約99%)は北海道、青森県、長野県において、また、けしは、香川県、三重県、長崎県の順で多く除去されたが、秋田県、沖縄県を除き全国的に確認されている。

不正大麻・けし撲滅運動

植えてはいけないけし
アツミゲシ

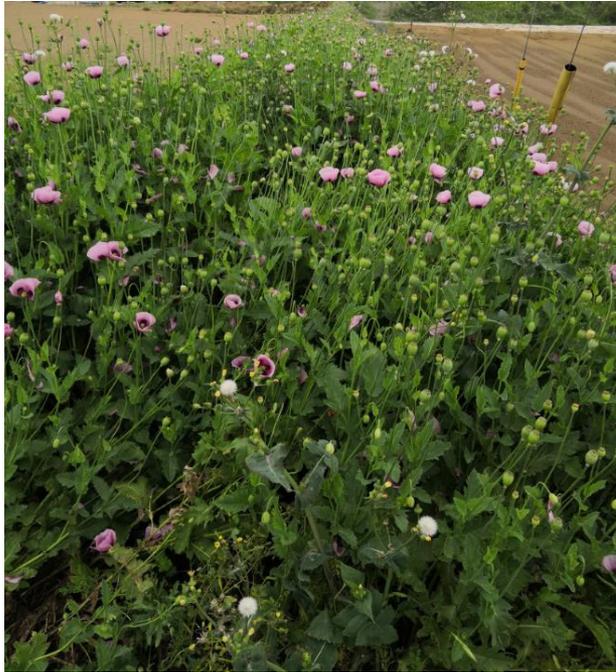


植えてもよいけし
ひなげし



花の色と葉のつき方が違います

自生しているけし



抜去したけしは麻薬
取締員立会のもと、
処分します



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、国際麻薬乱用撲滅デー

ダメ。ゼッタイ。普及運動

実施期間：令和6年6月20日～7月19日

実施内容：全国各地で薬物乱用防止のためのキャンペーンや
国連支援募金を実施

主催：厚生省、都道府県、（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター

協賛：警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文科省、経産省、国交省、
海上保安庁、薬物乱用対策推進会議 ほか

国際麻薬乱用撲滅デー

国連加盟の国々では、1987年（昭和62年）に開催された「国連麻薬閣僚会議」の終了の日の**6月26日**を「**国際麻薬乱用撲滅デー**」とし、各国がこの宣言の趣旨を普及している。



街頭啓発活動 6. 26ヤング街頭キャンペーン

千葉そごう前



千葉市地区薬物乱用防止指導員、千葉県警、横浜税関千葉税関支署、海上保安庁千葉海上保安部、県、市が合同で啓発活動を実施

成田空港第2旅客ターミナル



県、印旛地区薬物乱用防止指導員、県警、税関、成田空港株式会社、日本航空と合同で啓発活動を実施

麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動

実施期間：令和6年10月1日～11月30日

主催：厚生省、都道府県

協賛：内閣府、警察庁、法務省、最高検察庁、財務省税関、文科省、
海上保安庁

後援：（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター

実施内容：①全国6都市で地区大会を実施。

麻薬・覚醒剤乱用防止功労者に対する表彰、

地元大学生や高校生等による薬物乱用防止活動の成果発表、

タレントによるアトラクション等を予定。

②当該期間を通じて、広報機関等による啓発強化や薬物乱用防止教室を積極的に展開。

本運動の経緯

- 昭和30年代の麻薬禍の蔓延から国民層に対し予防啓発を積極的に推進するため、昭和35年10月から、厚生省・都道府県主催の「麻薬禍撲滅月間運動」を開始。
- その後、名称が「麻薬・覚せい剤禍撲滅運動」から現在の「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」に改められ、地区大会を開催するなど地方の実情に応じた国民参加型の啓発活動を展開。
- 地区大会は、厚生局ブロックごとに開催しており、開催県は持ち回りで決定している。



※ポスターはR5年度のもの



薬物乱用防止活動に 使用可能な資材

- ・リーフレット
- ・ポケットティッシュ
- ・ポスター
- ・街頭用のぼり、ベスト
- ・着ぐるみ(ダメゼツタイ君)
- ・教育用DVD
- ・展示用パネル
- ・薬物見本



各支援機関の役割と支援内容

支援機関	役割と支援内容	千葉県内
精神保健福祉センター	メンタルヘルスに関する高い専門性を有する行政機関。専門相談員による個別相談、認知行動療法プログラムや家族教室の実施等	千葉県精神保健福祉センター 千葉市こころの健康センター
薬物依存症相談拠点	薬物依存症のほか、アルコール健康障害、ギャンブル等依存症に関する相談の拠点。依存症相談員を配置。	千葉県精神保健福祉センター
薬物依存症専門医療機関	薬物依存症のほか、アルコール健康障害、ギャンブル等依存症に関する治療を行っている専門医療機関	
家族会	薬物依存症の当事者家族が管理運営している団体。勉強会、経験を語るミーティング、家族相談の実施	千葉菜の花家族
薬物依存症回復支援施設	当事者が主体となった依存症回復支援施設。ダルクなど	千葉DARC、千葉DARC九十九里ハウス、千葉DARC南房総ハウス、リカバリファーム君津
自助グループ	依存症から回復したいと願う当事者による活動団体	
麻薬取締部	薬物再乱用防止の取組。来乱用防止プログラムの実施、家族支援等。	